

# 請求手続きについて、弁護士によるサポートを無料で受けられます

## 主なサポート内容

### ○ 請求書や聞き取り書の作成支援

優生手術（子どもができなくなる手術）や中絶手術（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされた手術）などを受けたときのお話を聞き、弁護士が請求書や聞き取り書を作ります。

### ○ 資料の調査

ご本人の同意があれば、弁護士が代わりに、優生手術（子どもができなくなる手術）や中絶手術（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされた手術）などを受けたことがわかる資料を、病院や施設などから集めます。

### ○ 公的証明書類の取得

特定配偶者や遺族が補償金を請求する場合などに必要な、戸籍謄本等の公的証明書類（市役所などからもらう書類）について、ご本人の同意があれば、弁護士が代わりに集めます。

## 弁護士のサポートを受ける場合の流れ

① 広島県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口へ、電話もしくはFAXで連絡し、弁護士のサポートを受けたいことを伝えてください。

電話番号：082-227-1040 FAX番号：082-502-3674

② 広島県から、担当の弁護士の名前などの連絡があります。

③ 担当の弁護士から、連絡があります。

※担当の弁護士が決まるまで、申し込みから10日ほどかかります。

ご不明なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

広島県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

電話番号：082-227-1040 FAX番号：082-502-3674